

議案第 53 号

令和 4 年度

嘉島町簡易水道事業会計補正予算
(第 1 号)

令和4年度 嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度嘉島町簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 （科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	59,490千円	54千円	59,544千円
第2項 営業外収益	56,154千円	54千円	56,208千円
支 出 （科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	57,442千円	△2,294千円	55,148千円
第1項 営業費用	52,550千円	△2,294千円	50,256千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	15,774千円	△2,294千円	13,480千円

令和4年9月2日提出

嘉島町長 荒木 泰臣

令和4年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			59,490	54	59,544	
	2 営業外収益		56,154	54	56,208	
		5 雑収益	0	54	54	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			57,442	△ 2,294	55,148	
	1 営業費用		52,550	△ 2,294	50,256	
		3 総係費	17,637	△ 2,294	15,343	

令和4年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業収益		59,490	54	59,544	
	2	営業外収益	56,154	54	56,208	
		5	0	54	54	
		その他雑収益	0	54	54	熊本県簡易水道協会事業割会費返還 16
						消費税還付加算金 38

支出

(単位:千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	水道事業費用		57,442	△ 2,294	55,148	
	1	営業費用	52,550	△ 2,294	50,256	
		3	17,637	△ 2,294	15,343	
		給料	6,890	△ 800	6,090	職員給 △ 800
		手当	5,512	△ 1,044	4,468	扶養手当 △ 318 通勤手当 △ 50 住居手当 △ 336 児童手当 △ 240 退職手当組合負担金 △ 100
		法定福利費	2,262	△ 450	1,812	共済組合負担金 △ 450

給与費明細書

(1) 総括

区分	職員数		給与費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	備考
	特別職 (人)	一般職 (人)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	() 2 ()	6,090	4,211	10,301	1,998	12,299	
	資本勘定支弁職員	() ()						
	合計	() 2 ()	6,090	4,211	10,301	1,998	12,299	
補正前	損益勘定支弁職員	() 2 ()	6,890	5,155	12,045	2,448	14,493	
	資本勘定支弁職員	() ()						
	合計	() 2 ()	6,890	5,155	12,045	2,448	14,493	
比較	損益勘定支弁職員	() ()	△ 800	△ 944	△ 1,744	△ 450	△ 2,194	
	資本勘定支弁職員	() ()						
	合計	() ()	△ 800	△ 944	△ 1,744	△ 450	△ 2,194	

(注)1 ()内は、短時間勤務職員について外書き

(注)2 職員手当には、賞与引当金繰入額を含む。

(注)3 法定福利費には、法定福利費引当金繰入額を含む。

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	通勤手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 特別勤務 手当	管理職 手当	特殊勤 務手当	宿日直 手当	児童手当
	補正後	0	2,146	1,548	51	306	160					0
	補正前	318	2,146	1,548	101	642	160					240
	比較	△ 318	0	0	△ 50	△ 336	0					△ 240

(注) 期末手当及び勤勉手当には、賞与引当金繰入額を含む。